

仕 様 書

1. 委託業務名

富津市公共資産売却業務包括民間委託

2. 業務目的

本業務は、富津市公共施設等総合管理計画の基本的な方針に基づき、「未利用施設の売却による収入を確保する」ため、未利用資産の売却可能性調査業務と売却支援業務を、知識、技術、経験等を有する民間事業者に委託することで、未利用資産の売却の促進を図るものである。

3. 委託業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4. 委託業務の内容

受託者は、委託者の指示に従い、次に掲げる委託業務を行わなければならない。

(1) 売却可能性調査等業務

①売却可能性調査報告書作成

対象物件一覧表に記載する公共資産（土地、建物）について売却可能性調査を行い、当該調査結果を別記様式1により提出するものとする。

なお、対象物件一覧表の公共資産について、ヒアリングシート、物件説明資料等を作成し、住宅事業者、施設事業者等にヒアリングを実施し需要動向等をまとめ、報告書を作成すること。

※別記様式1の作成に伴う必要図書は貸与する。

②物件調書作成業務

一般競争入札に付す物件につき詳細物件調査（売却可能性調査後は是正された境界杭、越境等確認）、接道、供給処理施設等の状況調査を行い、当該調査結果を別記様式2により提出するものとする。（3物件想定）

※別記様式2の作成に伴う必要図書は貸与する。

③看板製作設置

ア 物件内容の分かる現地看板を製作すること。(3基製作)

イ 物件内容の分かる現地看板を設置すること。(看板設置後の管理、撤去等は発注者にて対応するものとする。)

※業務実施に伴う必要図書は貸与する。

(2) 売却支援業務

①一般競争入札及び売買契約締結の補助

ア 発注者の作成する入札案内書について、必要に応じて適切に助言を行うこと。

イ 買受希望者(入札参加希望者)に対して、当該物件の内容、一般競争入札制度、市有財産売買契約書の内容、その他入札参加手続き、別記様式2の物件調書、売買契約に際しての手続きについて電話等で説明すること。

ウ その他入札執行前に行う現地説明会及び一般競争入札並びに売買契約締結に際して必要な業務の補助を行うこと。

②契約相手の探索

一般競争入札時における入札参加者の探索のため以下(1)及び(2)の業務を行うこと。

(1) 一般競争入札実施時に受注者のホームページへの掲載等による広告を行うこと。

(2) その他適宜の方法により契約の相手方を探索し、又は必要な情報提供を行うこと。

③物件の引渡し

一般競争入札による売却後において、発注者から指示があったときは、当該指示に基づき売却物件の引渡しの補助を行うこと。

④その他これらに関連する業務

一般競争入札による売却後において、買主から契約内容、物件内容等について質問を受けたときは、真摯な対応をし、発注者に対し速やかに報告するとともに適切な助言をすること。

5. 成果品（※各電子媒体はワード、エクセル及びPDFファイル）

本業務において作成する成果物の部数及び納期については、次のとおりとする。

業務内容項目	数量	納期
売却可能性調査報告書	製本3部及びCD-R1枚	令和3年1月29日
物件調書	製本3部及びCD-R1枚	適宜作成する
看板製作	各物件1基（全体3基）	適宜作成する

6. 納品場所

富津市総務部資産経営課（千葉県富津市下飯野2443番地）

7. 委託料及び支払い

- (1) 委託料は、本業務委託契約書鑑4業務委託料①売却可能性調査等業務に係る委託料に規定するもの及び同②売却支援業務に係る委託料に規定するものとする。
- (2) 本業務委託契約書鑑4業務委託料①売却可能性調査等業務に係る委託料は、売却可能性調査等業務を完了したときに、委託料の支払いを行うものとする。
- (3) 本業務委託契約書鑑4業務委託料②売却支援業務に係る委託料は、一般競争入札により対象財産が売却され、発注者に売買代金が納入されたときに、売買代金の区分に応じ、委託料の部分払いを行うものとする。
- (4) 委託料の前金払いは行わない。

8. その他

- (1) 受注者は、本業務委託契約締結後、速やかに業務の担当を定め、その氏名及び業務区分等を書面により発注者に通知しなければならない。
- (2) 受注者は委託業務を行うについて疑義が生じたときは、その都度発注者の指示を受けなければならない。
- (3) 対象物件は、契約後に追加又は削除等により変更されることがある。
- (4) 本業務委託に基づき受注者が作成し、発注者に提供した資料、電子データ等については、発注者にその所有権が帰属するものとし、本業務委託契約終了後においても発注者が任意に活用することができるものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。
- (6) 成果品に誤りや不備が発見された場合は、完了後であっても受注者の責任において無償で訂正等を行うものとする。ただし、発注者の責めに帰すべき理由による場合は、発注者の負担とする。